



## S S R モード S アドレスの割当てに関する覚書

装航第4245号  
空機第968号  
平成8年8月13日

防衛庁装備局 航空機課長

岡 崎



運輸省航空局技術部

航空機安全課長

平 澤 愛 祥



防衛庁と運輸省は、防衛庁所属の航空機にS S R モード S アドレスを割当てる  
ことに関し、次のとおり同意する。

1. 防衛庁は、同庁所属の航空機について運輸省にS S R モード S アドレスの  
割当てを申請することができる。運輸省は申請に基づきS S R モード S アド  
レスの割当てをする。
2. 運輸省は、防衛庁所属の航空機にS S R モード S アドレスを割当てたとき  
には、割当てられたことを証明する割当書を防衛庁に交付する。
3. 防衛庁は、S S R モード S アドレスの割当てを受けた防衛庁所属の当該航  
空機について用途廃止またはS S R モード S トランスポンダ装置を装備しな  
くなったときには、当該S S R モード S アドレスは取り消すこととし、遅滞  
なく割当書を運輸省へ返却する。
4. 防衛庁は、運輸省より割当てられたS S R モード S アドレスについて照会  
があった場合には、速やかに回答するものとする。
5. 防衛庁は、割当てられたS S R モード S アドレスの管理を適切に行うため、  
必要な措置を講ずるものとする。
6. 運輸省が割当てるS S R モード S アドレスに関し、本覚書の見直しの必要  
が生じた場合には、別途協議するものとする。